

緊急事態宣言の発出を受けて

1月7日、菅・内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、1都3県を対象として、緊急事態宣言を発出した。

昨年5月の同宣言全面解除の後、新型コロナウイルス感染症は一旦収束に向かったかに見えたが、この冬にかけて、全国で新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準となっている。

今回の宣言を受けて、都市自治体においては、改めて法に基づく対策本部を中心に、国・都道府県とも連携し、同感染症に係る情報の住民等への提供、まん延の防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に取り組むこととなる。

我々都市自治体は、住民に最も身近な基礎自治体であることから、これまでも住民が安心して暮らせる日常を取り戻すべく、地域医療の確保に努めつつ、地域経済対策を講じてきたが、更なる危機感を持って、引き続きこれらの対策を講じることはもとより、新型コロナウイルスワクチンに係る臨時接種の実施に向けた調整及び準備を全力で進めてまいりたい。

令和3年1月8日

全国市長会会長 立谷 秀清